

第2次銚田市DX推進計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第2次銚田市DX推進計画策定支援業務委託（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、現行の銚田市DX推進計画の計画期間（令和3年度から令和8年度）が満了となることから、令和9年度を初年度とする本市の全庁的なDXの取り組み指針となる第2次銚田市DX推進計画（以下「DX推進計画」という）の策定にあたり、民間の豊富な経験と高い専門性を活用した支援を受け、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

DX推進計画については、国の自治体DX推進計画や本市の各種計画をはじめ、日進月歩で成長するDX市場の動向を踏まえ、本市のDX政策の方向性を示すための計画とする。そのため、本市のDX推進が目指すべきビジョンを掲げるとともに、本市の取り組みの基本方針を定め、本市の地域や行政が抱える様々な課題の解決が図れるよう、個別具体的な取り組みにつながるよう策定を進めるものとする。

3 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 配置技術者

本業務において、専門的な立場で計画策定支援について助言できる管理技術者1名、主任担当者1名を配置し、配置技術者届を提出するものとする。また、業務の円滑な推進を図るため、銚田市と管理技術者等は連絡を密にし、十分な協議を行い、業務に支障がないように努めるものとする。なお、本業務中に選任した配置技術者を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出、その許可を得た上で配置技術者変更届を提出するものとする。

受注者は、管理技術者または主任担当者に独立行政法人情報処理推進機構が行う※高度情報処理技術者試験のいずれかの資格を有するものを選任しなければならない。

※高度情報処理技術者試験・・・「ITストラテジスト」「システムアーキテクト」「プロジェクトマネージャ」「ネットワークスペシャリスト」「データベーススペシャリスト」「エンベデッドシステムスペシャリスト」「ITサービスマネージャ」「システム監査技術者」「情報処理安全確保支援士」

受注者は、本業務と同等の業務について、過去5年以内に受注した業務実績があることを証明しなければならない。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務の履行に当たり、関係法令及び市の例規等を遵守しなければならない。デジタル技術の分野に関する法制度や社会潮流の変化はめまぐるしく、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。本業務の期間内において、法制度の変更行われた場合や社会潮流の変化に関しては随時情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。

6 DX施策に係る先進事例の提供

計画策定における各種施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、目的・内容などの先進事例を提供すること。

7 提出書類

受託者は、本業務実施にあたって次の書類を速やかに銚田市に提出するものとする。

- (1) 工程表
- (2) 着手届
- (3) 配置技術者届
- (4) 借用書
- (5) 秘密保持誓約書
- (6) 先進事例集
- (7) 完了届
- (8) その他、銚田市が指示するもの

8 業務内容

受託者は、業務目的に基づき、銚田市と十分に協議しながら以下の業務を行うものとする。

- (1) 基礎的調査（本市の取り組み、課題整理）支援
 - ① 既存の取り組み内容の整理・分析
 - ② 本市の課題及び取り組み方針の整理・分析
 - ③ 市職員への各種ヒアリングやアンケートの実施
 - ④ 基礎調査の解析及び報告書の作成
- (2) 次期DX推進計画策定に向けた背景・前提条件の整理支援
 - ① 銚田市の地域概要（人口、世帯、社会資源等）の把握
 - ② 国や周辺自治体の動向等の分析
 - ③ DXを取り巻く社会潮流の整理・分析
- (3) 次期DX推進計画の策定支援
 - ① 計画推進、進捗管理の手法の提案
 - ② ビジョン、考え方、基本方針の整理・見直し

- ③ 次期DX推進計画に掲げるべき目標・施策・成果指標の整理
- ④ 次期DX推進計画骨子の策定
- ⑤ 次期DX推進計画（素案）の策定
- ⑥ 付属資料の作成
- (4) パブリックコメント等の実施支援
- (5) 計画書本編及び概要版の校正
- (6) 各種打合せ
- (7) 計画理解を深めるための職員研修の実施

9 成果品

- (1) 基礎調査報告書（電子データ）
- (2) 各種分析・報告書等（電子データ）
- (3) 計画策定に関する提案資料等（電子データ）
- (4) DX推進計画（本編）（電子データ）
- (5) DX推進計画（概要版）（電子データ）
- (6) その他必要な成果品

※成果品の電子データは、提出前にデータ形式、提出媒体を指定する。

10 成果品の審査

受託者は、銚田市の審査を受けなければならない。その結果、修正を指示された事項については、銚田市と協議の上、速やかにこれを処理しなければならない。

11 引き渡し

本業務は検査合格をもって完了する。なお、業務完了後において成果品に不備又は誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正のうえ納品するものとする。

また、業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12 成果品等の帰属

本業務の成果品及び本業務で履行した内容はすべて銚田市の所有とし、調査結果についても承諾なくして、貸与、公表、使用してはならない。なお、銚田市に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後銚田市が使用するにあたり、支障のないものとする。

13 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、銚田市と受託者が双方協議のうえこれを定め、業務を遂行しなければならない。

14 その他参考資料

本業務にあたっては、次の資料を参考とすること。

- ・ 第3期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略
- ・ 第2次銚田市総合計画基本構想・基本計画（現行）
- ・ 第4次銚田市行政改革大綱
- ・ その他関連計画